

## 現場からの報告



## シェルター利用者から見えてくるもの

シェルター管理責任者 成田 結

昨年一月から、一緒に担当していた方が体調不良で離れたこともあり、すべてのシェルターを担当することになりました。それから約一年、あつという間の一年でしたが、様々な利用者との出会い、関わってきました。利用された人たちの状況は様々ですが、何となく共通する部分もあるように思いました。今回、ゆっくり振り返ってみたいと思います。

まず、2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日まで)のシェルター利用者は約160名でした。例年だと約140～150名の利用者数でしたが、昨年度はそれを上回る利用数となりました。こんなにも家を失い、路頭に迷ってしまっている人が多いことに驚きました。シェルターは常に満室状態で、午前中に空いたら午後には新しい利用者が入るケースも多く、政策的に空けておく場合を除けば稼働率は100%を超えます。満室の場合はサウナやネットカフェを利用して待機してもらう現状です。

## シェルター利用状況

2009年5月から2019年3月31日まで

年代	男性	女性	合計
10代	9	17	26
20代	104	50	154
30代	210	50	260
40代	241	65	306
50代	197	47	244
60代	130	29	159
70代	59	14	73
80代	6	5	11
不明	16	27	43
合計	972	304	1276

単身 1181人 夫婦 34人 親子 61人

利用者の年齢は老若男女問わず幅広いですが、特に40～50歳代の男性が多く、働き盛りの年代の利用者数が多いことにも驚いています。

利用する原因も様々ですが、特徴的だったのは、刑余者の利用者が多かったことです。最初は経歴を聞いて驚きましたが、詳しく話を聞くと、食べるものに困ってパンやおむすびを盗る窃盗罪だったり、無銭飲食の詐欺罪だったり、正当化できるわけではありませんが、同情してしまう内容が半数以上でした。また、そのきっかけとして派遣切りで仕事と家を同時に失う、頼れる家族や身内もないというところで刑務所へ入る方法しか考えられなかったというケースもいくつかありました。

他にも、シェルターを利用する原因として、家族関係が悪いケースも多くあります。両親が離婚している、家族から嫌われているなど、幼少期のころから家族の愛情を十分に受けていないケースも大半で、そのことにも驚いています。やはり、そういう方はコミュニケーションがうまくとれなかったり、障がいをもっていたりなどで特に人間関係に苦労していて、仕事も決まらず、頼れる人もおらずで苦しい思いをしています。

私は、そういう方たちをどのように支援していったらいいかで苦労しています。ただ単に、入居して退居してで終わりではありません。退居までの間にたくさんの支援が必要です。

次のページへ続く

## 前項より

現在、シェルターの管理・運営は私を含め3名で行っております。できる範囲が限られてしまい、うまくいかないことも度々ありますが、シェルターを利用されている方にとって、前向きな気持ちになれるように、快い気持ちで再スタートができるようにという思いを込めて日々支援を行っています。大変なことも多いですが、退居され

る際に、「ありがとう」「助かりました」という言葉をいただいただけでやりがいも感じています。

課題としては、シェルターの利用者の退去後のケアがまだまだ十分ではありません。以前の利用者がまた再度利用するケースもあります。これからも利用者に寄り添い、自立に向けて支援できるよう頑張っていきたいと思っております。

## 県内すべての「生活保護のしおり」を読んでみた(その2)

### 誰でも申請できることを明記して

### 手に取りやすい場所に設置を

報告 河合 知義

あなたは生活保護のしおりを見たことがありますか？

市役所や区役所へ行くと、私たちが利用できる制度のいろんな案内チラシが置いてあります。

でも、生活保護のしおりはほとんどの役所には置いてはありません。

また、置いてあっても

「これはしてはいけません」「この場合は利用できません」と禁止事項ばかりが書いてあり、生活保護を利用するためのしおりではありませんでした。

生活保護は暮らしに困っている人に、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法第25条に基づく制度です。

生活保護のしおりは何よりもまず、暮らしに困った時には誰もが利用できる権利であることをわかりやすく書いてあるものでなくてはなりません。

全国各地のいろんな人たちの取り組みの中でようやく今、全国の福祉事務所で「生活保護のしおり」が見直されようとしています。

国も来年度の各自治体への監査には生活保護のしおりもチェックする必要があると言っています。

反貧困ネットワーク広島の私たちも、自分の住む市や町の「生活保護のしおり」をもらい、読み直す取り組みの中で、生活保護が本当に市民の「健康で文化的な生活を保障し、自分たちの力で生活できるように支援する」制度となるように努力していきましょう。



### 小田原市の「生活保護のしおり」

イラストが多用されて、生活保護の受給者や、これから利用したい人にも、とても分かりやすい

## 外国人労働者の基本的人権の保障を

スクラムユニオン・ひろしま 土屋 信三

### まるで中身が決まっていない 大事なことはすべて検討中

2018年12月8日、臨時国会で「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が成立した。この法案は、さまざまところで指摘されているように、まるで中身が決まっていないザル法である。決まっていることと言えば、14業種で受け入れること、外国人労働者の日本語能力がN4水準以上であること、技能実習を3年経た人は無試験で「特定技能1」として働くことができるといったことだけである。一体、どの機関が責任を持って受け入れていくのか、受入れに際して行われる試験内容はどのようなものになるのか、「日本人と同等以上の給与水準」はどのようにして担保されるのか、医療を含む社会保障制度はどのように適用されるのか、そのような重要な問題は、何も検討されておらず、決められていない。各地で、厚労省や法務省による説明会・意見の聞き取りが行われたが、肝心なところはすべて検討中だとか、追って詳細が明らかにされるといったお粗末なものであった。

### 「新たな在留資格制度」は 「技能実習制度」とはまったく異なる

今年4月には実際の受入れが開始された。すでに10日にもなるのに、実際の動きは全く見えてこない。混乱が予測されていたが、混乱するまでもなく、動きそのものができない状態である。およそ、技能実

習生たちが3年を修了した段階で新たな在留資格制度に横滑りをさせようという魂胆で、当面を乗り切っていくつもりであろう。

この入管法改正によって定められる「新たな在留資格制度」は、そもそも技能実習制度とはまったく異なったものである。技能実習制度は、日本の優れた技術を発展途上国へ移転するために技能を磨いてもらうためのものであった。にもかかわらず、技能実習を3年経た人は「新たな在留資格」へと移行できるとはどういうことなのか？まさに、竹に木を接ぐとはこのことである。ご都合主義もいいところである。要するに「安価な労働力」を大量に導入するためには、なりふり構わずということである。ただ、はっきりしていることは、日本が明確に移民を大量に受け入れる方向に政策転換したということである。

### 外国人労働者は「安価な労働力」 ではなく「生きた生身の人間」

「現代の奴隷制」と言われる技能実習制度の破綻は明らかであり、この制度はすみやかに廃止しなければならない。そして、われわれが受け入れる外国人労働者は、単なる「安価な労働力」ではなく、「生きた生身の人間」であることを根底に据えた制度設計を行なっていかなければならない。そこでは、就労の自由、移動の自由、家族の帯同といった基本的人権が保障されたものでなければならず、「多民族共生・多文化共生」といったスローガンが内実化されるものでなければならない。

## 3月の「暮らしとこころの相談会」の報告

3月26・27日に広島駅南口地下広場にて「暮らしとこころの相談会」（弁護士会主催）が開催されました。初日は寒い一日でしたが、翌日は少し寒さが和らぎました。「市政とひろしま」を除いて、マスコミ報道は一切ありませんでしたが、チラシ配りなどで今回も相談は100件を超えました。

初日は受付にずらりと相談者が並んでびっくりしました。

今回の相談会は相談者の年齢層が非常に高かったです。相談内容も、相続、後見、老後の不安など。相続も「固定資産税を負担したくないから相続したくない」などの相談でした。

相談	26日	27日	2日間合計
面談	64	47	111
電話	3	1	4
合計	67	48	115

年齢	2日間合計
20代	4
30代	7
40代	14
50代	16
60代	20
70代	31
80代	8
90代	1
不明	15

性別	2日間合計
男性	42
女性	68
不明	5

相談内容	2日間合計
相続・生前贈与・遺言	22
生活保護・生活苦	20
年金（うち障害年金）	14（7）
借金（うち家賃滞納）	14（1）
医療	12
離婚・養育費	10
労働	9
税金	7
後見	5
こころの相談	5
不動産売買・名義変更	5
保証（うち入院保証人）	4（2）
老後の不安（うち墓）	4（1）
賃貸借修繕	4
貸金	4
交通事故	3
住まい	3
登記	2
国保料滞納・減免	2

## 今後の相談会の予定

**相談は無料です。予約も必要ありません。**

**場所** 広島駅 南口地下広場(エールエール地下)

- 2019年6月11日（火）・12日（水）  
「まちかど生活相談会」（反貧困ネットワーク広島主催）
- 2019年9月10日（火）・11日（水）  
「暮らしとこころの相談会」（弁護士会主催）
- 2019年12月10日（火）・11日（水）  
「年末年越し生活相談会」（反貧困ネットワーク広島主催）
- 2020年3月24日（火）・25日（水）  
「暮らしとこころの相談会」（弁護士会主催）

## 総会のご案内

**日にち 6月8日（土）**

**時間 午後1時30分から**

広島弁護士会館でNPO定期総会及び講演会をおこないます。

講演会では、生活保護問題をテーマにお話しいただく予定です。詳しくは、総会案内状をお送りします。ぜひご参加ください。

## 共同募金の報告とお礼

1月から3月までに合計 127 人もの方から 97万7400円のご寄付をいただきました。

ありがとうございました。困窮者支援のため大切にに使わせていただきます。

## ホームページ移転 リニューアルしました

Yahoo ジオシティーズのサービス終了にともない、反貧困ネットワーク広島のホームページは移転リニューアルしました。

<http://hanhinkon-h.sakura.ne.jp>

ホームページアドレス QR コード▼



お問い合わせ・寄付の受付など

NPO法人 反貧困ネットワーク広島  
広島市中区東白島14-15 NTTクレド白島ビル7階  
広島総合法律会計事務所内  
電話：082-227-8181 FAX：082-227-1200

大手町事務所 平日10:00~17:00  
電話 082-545-7709 相談専用電話 090-4890-1579

会費・寄付振込先

- 正会員（個人）年会費 2,000円
- 正会員（団体）年会費 5,000円
- 賛助会員（個人）年会費 5,000円
- 賛助会員（団体）年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島  
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島